

大和川流域委員会委員の再任について

1. 大和川流域委員会委員の委嘱状況

- ・委嘱日：平成16年 5月29日（設立会、第1回）
- ・任期：自）平成16年 5月29日
至）平成18年 5月28日（2年間）
- ・委嘱内容：「大和川水系河川整備計画の案（直轄管理区間）」の策定にあたり、
 - ① 河川整備計画の原案について意見を述べる
 - ② 関係住民意見の聴き方について意見を述べる

2. 委員の再任について

（1）規約上の整理

大和川流域委員会規約第4条2.「委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない」となっている。

（2）再任の内容・手続き

今後「河川整備計画の原案」、「関係住民意見の聴き方」について審議を頂くことが必要です。そのため、河川管理者としては、引き続き全委員の再任をお願いしたい。

再任の内諾が得られましたら、委嘱の事務手続きを行わせて頂きます。